

令和8年9月18日開議

[illegible]

令和 8 年 第 3 回

杵築市議会定例会追加議案

❖ ❖

目 次

議案第 6 5 号	令和 8 年度杵築市一般会計補正予算（第 6 号）	－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
議案第 6 6 号	教育委員会の教育長の任命につき同意を求めること について	－ 議 案 書 2 ペ ー ジ －
議案第 6 7 号	教育委員会の委員の任命につき同意を求めること について	－ 議 案 書 3 ペ ー ジ －
議案第 6 8 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を 求めることについて	－ 議 案 書 4 ペ ー ジ －
議案第 6 9 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を 求めることについて	－ 議 案 書 5 ペ ー ジ －
議案第 7 0 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を 求めることについて	－ 議 案 書 6 ペ ー ジ －
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること について	－ 議 案 書 7 ペ ー ジ －
報告第 2 0 号	専決処分の報告について	－ 議 案 書 8 ペ ー ジ －

議案第 66 号

教育委員会の教育長の任命につき同意を求めること
について

次の者を杵築市教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年9月18日提出

杵築市長 永 松 悟

記

住所 杵築市■■■■■■■■■■
氏名 佐々木 潤一郎

議案第 67 号

教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を杵築市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年9月18日提出

杵築市長 永 松 悟

記

住所 杵築市 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
氏名 榮木 一

議案第 6 8 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を
求めることについて

次の者を杵築市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいの
で、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の
規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

住 所 杵築市■■■■■■■■■■
氏 名 阿 部 敬 一

議案第 6 9 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を
求めることについて

次の者を杵築市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年9月18日提出

杵築市長 永 松 悟

記

住所 杵築市
氏名 古屋 照生

議案第 70 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を
求めることについて

次の者を杵築市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年9月18日提出

杵築市長 永 松 悟

記

住所 杵築市■■■■■■■■■■
氏名 河野一成

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年9月18日提出

杵築市長 永 松 悟

記

住所 市築杵 ■■■■■■■■■■
氏名 喜美藤工

報告第 2 0 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

本市が管理する市道上で発生した物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年8月26日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■
氏名 ■■■■■■■■

2 事故発生年月日 令和8年7月3日

3 事故発生場所 杵築市山香町大字倉成
市道 弘安寺又井線

4 事故原因・状況

上記の道路で、相手方車両が走行中、道路脇に生えていた樹木が根腐れにより突然倒れ、車両左前部に接触し、フロントガラス及び左側サイドミラーを損傷した。

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料234,839円及び代車費用34,650円の合計金額269,489円を支払う。

